

瀬戸市告示第114号

令和4年瀬戸市告示第75号（地方自治法第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定した件）の一部を次のように改正し、令和7年12月1日から施行する。

令和7年11月28日

瀬戸市長 川本雅之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
2 指定納付受託者に納付させる歳入等	2 指定納付受託者に納付させる歳入等
歳入の種類	歳入の種類
<省略>	<省略>
園児給食代	園児給食代
<u>福祉医療費返納金</u>	<u>令和7年12月1日</u>
<省略>	<省略>
学校給食費	学校給食費
<u>国民健康保険被保険者 返納金</u>	<u>令和7年12月1日</u>
<省略>	<省略>